

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部改正について
藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を次のように改正する。

2025 年（令和 7 年）7 月 24 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2025 年（令和 7 年）9 月 1 日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員構成の見直しを行うことに
伴い、所要の改正をする必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 7 月 2 4 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程

藤沢市奨学金給付審査委員会規程（平成 2 9 年藤沢市教育委員会訓令甲第 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項「者とする」を「者のうちから委嘱し、又は任命する」に改め、同
項第 3 号中「2 人」を「1 人」に改め、同項第 5 号から第 7 号までを次のように改
める。

（5） 地域福祉推進課職員 1 人

（6） こども家庭センター職員 1 人

（7） 生活援護課職員 1 人

第 3 条第 4 項に次の 1 号を加える。

（8） 教育部参事 1 人

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この規程による改正後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第 3 条第 5 項
の規定にかかわらず、令和 9 年 4 月 3 0 日までとする。

藤沢市奨学金給付審査委員会規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後（案）	改正前
○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日教委訓令甲第3号 （組織） 第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。 4 委員は、次に掲げる<u>者のうちから委嘱し、又は任命する。</u> （1）神奈川県立高等学校校長 1人 （2）藤沢市立中学校長 1人 （3）福祉関係者 <u>1人</u> （4）事業者代表 2人以内 （5）<u>地域福祉推進課職員 1人</u> （6）<u>こども家庭センター職員 1人</u> （7）<u>生活援護課職員 1人</u> <u>（8）教育部参事 1人</u> 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 附 則（令和元年教委訓令甲第1号） この規程は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委訓令甲第1号） この規程は、令和3年8月1日から施行する。 附 則（令和4年教委訓令甲第1号） この訓令は、公表の日から施行する。 附 則（令和4年教委訓令甲第2号）	○藤沢市奨学金給付審査委員会規程 平成29年3月13日教委訓令甲第3号 （組織） 第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。 3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。 4 委員は、次に掲げる者とする。 （1）神奈川県立高等学校校長 1人 （2）藤沢市立中学校長 1人 （3）福祉関係者 2人 （4）事業者代表 2人以内 （5）福祉総務課長 （6）子ども総務課長 （7）教育部参事 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 附 則（令和元年教委訓令甲第1号） この規程は、令和元年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委訓令甲第1号） この規程は、令和3年8月1日から施行する。 附 則（令和4年教委訓令甲第1号） この訓令は、公表の日から施行する。 附 則（令和4年教委訓令甲第2号）

改正後（案）	改正前
（施行期日） 1 この規程は、令和４年10月１日から施行する。 （任期の特例） 2 この規程による改正後の藤沢市奨学金給付審査委員会規程第３条第４項第７号の規定により新たに委員となった者の第１期の任期は、同条第５項本文の規定にかかわらず、令和５年８月31日までとする。 附 則（令和７年教委訓令甲第２号） この訓令は、令和７年４月１日から施行する。 <u>附 則（令和７年教委訓令甲第 号）</u>	（施行期日） 1 この規程は、令和４年10月１日から施行する。 （任期の特例） 2 この規程による改正後の藤沢市奨学金給付審査委員会規程第３条第４項第７号の規定により新たに委員となった者の第１期の任期は、同条第５項本文の規定にかかわらず、令和５年８月31日までとする。 附 則（令和７年教委訓令甲第２号） この訓令は、令和７年４月１日から施行する。
<u>（施行期日）</u> <u>1 この規程は、令和７年９月１日から施行する。</u> <u>（任期の特例）</u> <u>2 この規程による改正後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第３条第５項の規定にかかわらず、令和９年４月30日までとする。</u>	